

【アメリカ】2012 年度歳出予算法案の審議と暫定予算法

省庁別の 12 本の 2012 年度歳出予算法案が、いずれも 2012 会計年度が始まる 2011 年 10 月 1 日までに成立しなかったことから、2011 年 10 月 4 日までの暫定予算法(P.L.112-33)が 9 月 30 日に、11 月 18 日までの暫定予算法(P.L.112-36)が 10 月 5 日に成立した。暫定予算法では、原則として 2011 年度予算を基準とした予算が認められた。暫定予算法案の審議では、最近の竜巻や洪水等の緊急災害対策に関連して連邦緊急事態管理庁(FEMA)の予算がひとつの論点となった。下院共和党は法案の予算額が大きいと反対していた。近年では歳出予算法案が年度末までに成立せず、短期間の暫定予算法を複数成立させることが常態化している。特に今年度は財政赤字の削減が大きな争点となっていることから、歳出予算法案の審議は遅延が予想される。11 月 23 日には、財政赤字削減両院合同特別委員会の削減勧告案が提出される予定である。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】米韓自由貿易協定実施法成立

韓国との自由貿易協定(FTA)実施法が、2011 年 10 月 21 日大統領の署名を経て成立した(P.L.112-41)。協定を承認するとともに、協定を実施するために 1930 年関税法や内国歳入法典などの関連国内法を改正した。今後協定の批准案が韓国議会で承認されれば、発効する。協定は、2007 年 6 月に両国で署名されていたが、承認に時間がかかっていた。同日にはコロンビア及びパナマとの通商推進協定実施法もそれぞれ成立している。この協定が完全に実施されると、5 年以内にアメリカから韓国に輸出される日用品や工業製品の関税の約 95%が撤廃される。関税の撤廃により、米国製品の輸出が年間 100～110 億ドル増加すると予想されている。オバマ大統領は、米国産品の輸出拡大による雇用回復を重要政策としており、5 年間で米国産品の輸出を倍増する目標を掲げてきた。米韓自由貿易協定により 7 万人の雇用が維持されるとしている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【EU】金融取引税導入の提案

欧州委員会は、2011 年 9 月 28 日、欧州連合 (EU) に金融取引税を導入する「金融取引税の共通の制度に関する、指令 2008/7/EC を改正する理事会指令案」(COM(2011)594 final) を策定し、EU の機能に関する条約第 113 条の規定に従い、これを理事会に、また、諮問手続により欧州議会に提出した (2011/0261 (CNS))。この指令案は、株と債券の取引にはその額の 0.1%、金融派生商品取引にはその額の 0.01%の税を課すもので、取引機関のうち少なくとも 1 機関が EU 域内に拠点を置く場合にその対象とされる。提案の理由は、経済危機発生の責任の一端は金融部門にあり、加盟国が財政再建を進めるに際し、当該部門からも公平な貢献が望まれること、現在、EU 加盟国中 10 か国において金融取引税が導入されているが、多様な既存税制を調整し、単一市場を強化すること等である。欧州委員会は、これにより年間約 570 億ユーロの税収を見込んでおり、2014 年 1 月 1 日の導入を提案している。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】航空会社に対する温室効果ガスの無償排出枠割当の決定

欧州連合（EU）は、航空会社に割り当てる温室効果ガス排出量の無償排出枠の基準値に関する 2011 年 9 月 26 日の欧州委員会決定（2011/638/EU）を 2011 年 10 月 1 日に施行した。これは、指令 2003/87/EC 第 3a 条の規定に従い、EU 域内の空港を発着する航空機（君主の公務、軍務、救助活動等の特例を除く）が、2012 年 1 月 1 日から排出量取引制度の対象となるため、温室効果ガス排出量の無償割当を申請した 900 を超える EU の航空会社に対し、その割当の基準値を定めるものである。各会社への具体的数量は各加盟国が割り当てるが、無償排出量の割合は、1 トンの貨物を 1km 移動させるに当たり、CO₂ 換算で、2012 年は 0.679695907431681kg、2013 年から 2020 年までは 0.642186914222035kg とされた。前記指令は、各年の割当総量の 15%を競売の対象とし、2013 年からは、さらに 3%を新規参入会社や便の増加等のために保留するとしている。また、欧州委員会が 2014 年 12 月 1 日までに一度見直しを図るとしている。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】演奏家の権利保護期間の延長

2011 年 10 月 11 日、「著作権及び著作隣接権の保護期間に関する指令 2006/116/EC を改正する 2011 年 9 月 27 日の欧州議会及び理事会指令 2011/77/EU」が EU 官報で公布され、公布から 20 日後に施行された。この規則の主な目的は、作曲家及び作詞家の権利保護期間（死後 70 年）との格差を是正し、演奏家の権利保護を図ることにある。演奏家の権利の保護期間が、従来は、レコード録音から 50 年であったが、70 年に改められた。併せて、レコード製作者の権利保護期間も、レコード出版後 50 年から 70 年に延長された。また、レコード製作者がレコード出版後十分な量の販売を行わない場合に演奏家が契約を解除する権利、演奏家が一時金の支払いによって権利を譲渡した場合に、レコード出版後 50 年経過後の毎年、販売収益の 20%の支払いを受ける権利も規定された。欧州委員会は、この改正によってもレコード販売価格の上昇は起こらないとしている。各加盟国は、2013 年 11 月 1 日までにこの指令に国内法を適合させる。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【イギリス】2011 年議会任期固定法の制定

2011 年 9 月 15 日、2011 年議会任期固定法（同年法律第 14 号。以下「法」）が制定された。法案の上院による重大な修正（本誌 248-1 号）に下院は同意せず、結局、検討条項を追加することで両院の妥協が成立し、法は、ほぼ政府提出法案（本誌 245-1 号）のとおり制定された。法の内容は、以下のとおりである。下院総選挙の投票期日を通常 5 年ごとの 5 月の第 1 木曜日に固定し、最初の当該投票期日を 2015 年 5 月 7 日とする。ただし、首相は、命令で、下院総選挙の投票期日をその後 2 か月の範囲内で変更することができる。下院が定数の 3 分の 2 以上の多数で解散の動議を可決したとき又は政権の不信任の動議を可決した場合においてその後 14 日以内に何らかの政権の信任の動議を可決しないときは、繰上総選挙を施行する。政府の設ける委員会が 2020 年に法の実施状況について検討を加え、必要に応じてその改廃を勧告するものとする。なお、スコットランド、ウェールズ各議会との同時総選挙を避ける規定がある。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】 2011 年海難残骸物除去条約法の制定

遺棄された海難残骸物は、世界中で 1,300 に及ぶと推定され、航行の妨害、他の船舶やその乗員に与える危害、積荷によっては海洋や沿岸の環境汚染、海難残骸物の除去の費用等が問題となっている。イギリス等の提案に基づき国際海事機関で 2007 年 5 月 18 日に採択された海難残骸物の除去に関するナイロビ条約（2011 年 9 月 30 日現在 4 か国が加盟。以下「条約」）の批准を承認してこれを実施するため、2011 年 7 月 12 日、2011 年海難残骸物除去条約法（同年法律第 8 号。以下「法」）が制定された。法は、1995 年商船法（同年法律第 21 号）を改正し、排他的経済水域を設定していないイギリスについて主にこれに相当する水域内で海難事故を起こした船舶の各関係者に対し海難残骸物の報告義務、その除去等の義務、その除去の費用を補償する保険に加入する義務等を課している。法の施行期日は国務大臣が定めるが、同期日には、条約が効力を生ずる日（条約に合計 10 か国が加盟した後 1 年を経過する日）が想定されている。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】 障害者政策に関する法律の制定

県障害者センターの運営の改善及び障害者政策に関する諸規定を定める 2011 年 7 月 28 日の法律第 2011-901 号が制定された。県障害者センター（*maison départementale des personnes handicapées : MDPH*）は、各県の障害者政策の総合窓口となる施設である。同法の主要規定は、次のとおりである。①MDPH の職員間での機密情報の伝達は、障害者の状況の評価等に必要なものに限定する。②企業で研修中の 16 歳以上の若年者が、障害保障手当（*prestation de compensation du handicap*）の受給権を得た場合、自動的に障害労働者の資格が与えられ、一定数の障害者の雇用義務を負う企業に、若年の障害労働者を雇用するインセンティブを与える。③障害者の社会参入のための活動を調査する州障害労働者参入計画（*plans régionaux pour l'insertion des travailleurs handicapés : PRITH*）が州における国の代表者の監督の下で 5 年ごとに作成される。PRITH には、その州の分析、活動計画、追跡調査の指標及び活動評価が含まれる。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 2009 年病院改革法の規定を改正する法律

病院改革並びに患者、健康及び地域に関する 2009 年 7 月 21 日の法律第 2009-879 号の規定を改める 2011 年 8 月 11 日の法律第 2011-940 号が制定された。主要規定は、外来診療職種間共同会社（*société interprofessionnelle de soins ambulatoires : SISA*）の創設である。フランスの医療は、医薬分業に加えて、診察と検査も分離され、さらに各検査もそれぞれ専門の施設で実施されるなど、分業が徹底されている。SISA は、この例外として、医療専門職（医師等）、医療補助職（看護師等）、薬剤師等が共同で設立することができる民事会社（*société civile : 商事以外の活動を目的とする会社*）である。設立には、少なくとも医師 2 名及び医療補助職 1 名が必要となる。SISA の設立により、異職種の構成員による治療活動の連携や、国や地方公共団体から公的融資を受けることが可能となる。このほか、地域の医療政策を実行する地域健康機関（*Agences régionales de santé : ARS*）の予算割当て方式の簡素化等が定められた。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 職業訓練の利用促進を目的とする法律

交互職業訓練の促進及び職業経歴の安定のための 2011 年 7 月 28 日の法律第 2011-893 号が制定された。同法の目的は、企業での実習と座学を交互に実施する交互職業訓練 (alternance) の利用促進による労働者 (特に若年者) の労働市場への参入拡大及び労働者の職業経歴の安定の 2 点である。前者の主な内容は、①交互職業訓練生に職業学生証 (carte étudiant des métiers) を交付し、高等教育機関の学生証と同様の特典 (映画等の各種料金の割引や大学図書館の利用等) を適用可能にすること、②交互職業訓練の手続等をコンピュータ化すること、③交互職業訓練の一種で、各種の資格取得もできる職業化契約 (contrat de professionnalisation) の更新を、より上位の資格取得を目指す場合に 1 度だけ認めること等である。後者の主な内容は、企業の経済状況悪化が原因で解雇される従業員の再就職時の金銭的援助等を可能にする職業安定化契約 (contrat de sécurisation professionnelle) の新設等である。 (海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】 欧州金融安定化基金の機能を強化する法律

2010 年 6 月に設立された欧州金融安定化基金は、財政危機にあるユーロ加盟国の支払能力維持のために、ユーロ加盟国の保証の下、財政危機国に対して市場調達した資金を融資する。基金は、2013 年 7 月 1 日に恒久的な欧州金融安定化メカニズムに移行する。基金の融資限度額を 4400 億ユーロに、保証総額を 7800 億ユーロに引き上げることが、2011 年 7 月 21 日のユーロ圏首脳会議で合意された。ドイツの分担保証額は、1230 億ユーロから 2110 億ユーロに引き上げられた。また、基金の措置として、融資に加え、予防的な措置や財政危機国の国債購入が新たに追加された。これに伴い、欧州安定化メカニズムの保証に関する法律を改正する法律が制定された (2011 年 10 月 14 日施行)。同法では、基金が行う措置に係る重大な事項には連邦議会の議決、既定の措置の修正など軽微な事項には連邦議会予算委員会の同意を必要とすること等が定められた。法改正に際しては、ユーロ救済のための保証は合憲であるが、その都度の連邦議会の承認を前提とするという 2011 年 9 月 7 日の連邦憲法裁判所判決が考慮された。 (海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 着床前診断を規制するための胚保護法の改正

従来、ドイツでは、胚保護法の解釈及び倫理上の問題から着床前診断は行われてこなかった。しかし、特定の場合に着床前診断を合法とする 2010 年 7 月 6 日の連邦通常裁判所の判決を受け、着床前診断についての明文の規定が必要との認識が高まり、胚保護法が改正された (2011 年 10 月 6 日施行)。改正法により、着床前診断を行った者は、1 年以下の自由刑又は罰金に処するとされた。ただし、両親の双方若しくはどちらかが遺伝性疾患を有し、子も重篤な遺伝性疾患を有する可能性が高い場合又は染色体異常により流産若しくは死産の可能性が高い場合には、着床前診断が認められる。着床前診断は、着床前診断の実施を認定された機関に限り、行うことができる。その際、事前に、医師による着床前診断の医学的、心理的、社会的な影響の説明、妊婦の同意、着床前診断の実施を認定された機関の倫理委員会の同意が必要である (胚保護法第 3a 条)。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【スイス】原発の新規建設禁止の発議を上院が採択

スイスの電力生産は、水力 56%、原子力 39%の割合で賄われている。しかし、福島第一原発の事故後、脱原発の検討が進められ、2011年3月25日には、連邦参事会（内閣に相当）が、現在稼働中の5基の原発を稼働開始から50年経過後に段階的に稼働停止とし、以降原発による電力生産は行わないことを決定した。決定によれば、最後の原発は2034年に稼働停止となる。議会では、原子力法を改正する法律案の提出を連邦参事会に要求する発議（Motion）が提出され、6月8日に下院が採択し、9月28日に上院が修正して採択した。発議は、原発の新規建設の承認を認めない旨を原子力で定めることを連邦参事会に要求するものである。上院で修正された結果、発議には、核技術を禁止しないこと、総合的なエネルギー技術の教育や研究を支援すること、連邦参事会は核技術等総合的な技術の開発について定期的に報告することが追加された。発議は、10月23日の下院・上院議員選挙後、12月に再度下院で審議される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【スウェーデン】土地及び環境裁判所の新設

環境訴訟、「計画及び建築法」（建築許可等について定める法律）に関する訴訟及び不動産訴訟には共通点が多かったが、これまで別々の裁判所で取り扱われていた。これらの裁判における法的処理と裁判審理の効率化を目指し、環境裁判所及び不動産裁判所（地方裁判所レベルの特別裁判所で、不動産賃貸借、公用収用、環境破壊活動及び不動産登記に関する訴訟等を扱う）を統合し、新たに「土地及び環境裁判所」が設置され（2010:921, 2010:923）、約40の関連法が改正された（2010:939ほか）。新裁判所が取り扱う訴訟は、環境裁判所の管轄する訴訟、「計画及び建築法」に関する訴訟の大部分、不動産裁判所が管轄する訴訟の大部分となる。「土地及び環境裁判所」の決定に不服の場合は、「土地及び環境上級裁判所」（かつての環境上級裁判所、スヴェア高等裁判所に置かれる）に上訴できる。最終審は最高裁判所となる。「土地及び環境裁判所」は、全国5か所で、旧環境裁判所の所在地に置かれる。これらの新法及び改正法は、2011年5月2日から施行された。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【スウェーデン】放送著作物の再利用促進に関する著作権関係法の改正

文学又は芸術作品の著作権に関する法律（1960:729）を改正する法律が制定され、2011年4月1日より施行された。改正により、テレビ局やラジオ局は、権利者団体と包括的な契約を結ぶことが認められ、局の所有する番組アーカイブを公衆に提供することが容易となった。具体的には、局が作製又は委託して作製した番組について、2005年7月1日より前に放送された作品であれば、権利者団体と集団的許諾契約を締結できるようになった（第42g条新設）。集団的許諾は、権利者団体が契約で提示する種類の著作物全体に及ぶため、基本的に局等の著作物利用者は、個別の著作物がこれに含まれるかを検討する必要はない。また、インターネット経由で番組の提供を行うことも可能となった。この目的のために、局等の著作物利用者が著作物の複製を作成することも認められるが、集団的許諾契約の締結当事者である著作権者は、自身の著作物の送信や複製の作成を任意に拒否できる権利を引き続き有することとされている。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【ロシア】 アブハジア・南オセチア駐留ロシア軍の地位条約の批准

2008年8月のグルジア戦争後、グルジア政府から分離独立状態にあった南オセチア及びアブハジアの両地域は独立を宣言した。戦争直後から両地域にはロシア軍及びロシア国境警備隊が駐屯してきたが、これらの駐留部隊に関する法的地位を定めた条約が2010年2月にアブハジアと、4月に南オセチアと締結された。さらに両条約はロシア議会での審議を経て承認され、2011年10月6日にメドヴェージェフ大統領の承認を受けて正式に批准された。両条約では、アブハジア及び南オセチア軍と駐留ロシア軍との関係、基地に関連するインフラや不動産の利用、土地使用、軍人及び国境警備隊員並びにその家族の地位などが定められている。駐留期限は49年間とされており、以降は特別の申立てがない限り15年間ずつ自動延長されると規定されている。

(海外立法情報課・小泉 悠)

【ロシア】 学校における「衛生規則及び基準」の改正

2011年3月、保健省の政令である衛生規則及び基準(SanPiN)第2.4.2.2821-10号「公共教育施設における衛生及び疫学的環境基準」が改正され、9月1日より施行された。従来の「衛生規則及び基準」は教育現場の衛生環境向上を目的に2002年に定められたものであったが、この改正版「衛生規則及び基準」では更なる環境向上のための施策が盛り込まれている。具体的には、1学級の児童数を25名以下とすることが新たに定められたほか、放課後に1年生の学童保育を行う場合は、静かな寝室を用意しなければならないとされている。また、校庭に関しては、周囲を柵で囲うこと、半分以上は緑地とすること、遊技場は舗装すること、サッカー場は芝生で覆うことなども定められた(北部の一部地域は除く)。教室内に関しては、新たに温度管理と採光に関する規定が設けられた。しかし、現状では3分の1の学校がこの規定に対応できておらず、さらにこのうち3分の2の校長は対応する準備もできていないことが問題になっている。

(海外立法情報課・小泉 悠)

【韓国】 電子足輪法によるGPS監視の施行から3年

性犯罪歴のある者の位置を電子的に監視し、再犯防止に役立てるため、2008年9月1日、「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置の装着に関する法律」(電子足輪法)が施行された。同法はこれまで複数回の改正を経て、対象が殺人及び未成年者略取誘拐へも拡大されたため、現在では法律の題名から「性暴力」が削除されている。2011年8月31日、法務部は同法施行後3年間の結果を公表した。2011年8月30日現在、797人が電子足輪を装着しており、累計では性暴力犯1,051人、殺人犯473人、未成年者略取誘拐犯2人の計1,526人(男性1,488人、女性38人)であった。同部によると、この3年間の性犯罪の再犯率は0.9%であり、これは2005年から2007年に検挙された性暴力犯の同種再犯率14.5%の16分の1であるという。一方、検察庁が2011年10月に公表した『2011年犯罪分析』によると、2010年に発生した性犯罪事件は19,939件であり、2008年の15,094件に比べ、30%以上増加した。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】韓国銀行法の改正

韓国の中央銀行である韓国銀行の機能及び権限強化を目的とした「韓国銀行法一部改正法律案」が2011年8月31日、国会本会議で可決された。同年9月16日に公布され、3か月後の12月17日から施行される。旧法では、韓国銀行の設立目的は通貨信用政策を通じた物価安定とされていたが、改正法では「通貨信用政策を遂行するに当たり、金融安定に留意しなければならない」ことが追加され、韓国銀行が金融市場の安定に積極的に関与するための法的根拠が整えられた。韓国銀行は今後、毎年2回以上、従来の通貨信用政策の遂行状況に加え、金融安定状況に対する評価報告書も国会に提出しなければならない。また、韓国銀行が資料提出を要求できる対象機関が拡大され、韓国銀行が金融監督院に要求する共同検査の履行までの期間についても、大統領令で具体化されることとなった。その他、緊急流動性支援制度の拡充、貨幣管理機能の強化等も図られた。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】首席教師制の導入及び校長公募制の拡大

首席教師とは、自ら授業を行いながら他の教師の指導も行う教員であり、韓国では2008年から試験的な運用が始まっている。2011年7月25日、首席教師制の導入を目的とした改正教育公務員法、改正幼児教育法及び改正初等中等教育法が公布され、首席教師制の法的基盤が整備された。制度導入により教員のキャリアパスは複線化される。首席教師は15年以上の教育経験がある教員資格保有者の中から教育科学技術部長官が任用し、4年ごとに再審査を受ける。首席教師の授業負担は半分程度に軽減されるため、今後、負担軽減分の教員の増員が予定されている。また、2011年9月30日、校長公募制の拡大を目的とした改正教育公務員法及び改正初等中等教育法が公布され、校長資格のない教員であっても、学校教員として15年以上の経歴があれば、公募を通じて全国の小中高の4分の1に該当する約3,000校の自律学校（通常より学校運営上の裁量権が認められている学校）の校長になる道が開かれた。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【中国】刑事訴訟法改正案の審議開始

2011年8月24日から26日に開かれた第11期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で、刑事訴訟法の改正案に対する第1回の審議が行われ、その後8月30日から9月30日までパブリックコメントの募集が行われた。全国人民代表大会法制業務委員会は、同法には社会の変化、民主的な法制度の構築等の要請を反映させる必要があり、犯罪の厳重処罰と人権の保障という原則を堅持して改正案を作成したとしている。改正案は、証拠、強制措置、弁護制度、捜査等広い範囲で改正を行い、現行の225か条は285か条に増加する。具体的には、拷問、暴力等違法な手段による供述等は証拠として採用しないこと、電子データを証拠として採用すること、無期懲役又は死刑の判決が下される可能性がある場合、全尋問過程を録音・録画しなければならないこと、被疑者が捜査段階で弁護人を依頼できること等が定められている。一方、国家の安全に係る犯罪等重大犯罪では、公安機関は容疑者を秘密の場所に拘束できることになり、懸念する声があがっている。なお、同法は1979年に制定され、1996年に第1回の改正が行われている。(海外立法情報調査室・宮尾 恵美)

【中国】公安機関監督査察条例の改正

1997年に制定された公安機関監督査察条例の改正案が、2011年8月24日の国務院第169回常務会議で採択され、8月31日の公布を経て、10月1日に施行された（国務院令第603号）。同条例は、公安機関と人民警察の職務執行、職権行使、規律遵守の状況の監督査察について定めたものであるが、今回の改正では、監督査察体制に関する規定の整備のほか、国民からの苦情処理、処分に対する不服申立て等についても新たに定める。具体的には、公安部及び地方の公安機関に置かれる監督査察機構の長をそれぞれ、公安部副部長、各地方公安機関の長とする規定を置いた。また、国民から公安機関と人民警察の違法行為等が現在行われていることが通報された場合には、直ちに現場に行き行って処理し、その結果を通報者に伝えること、規律違反等により停職等の処分を受けた場合の期限について、従来規定がなかったが、これを定め、また処分に不服な場合には、申立てができることも定められ、その手続について規定した。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】飲食サービス業食品安全取扱基準の制定

国家食品薬品監督管理局は、2011年8月31日に飲食サービス業食品安全取扱基準を公布、施行した。近年新形態の飲食サービス業が急速に拡大している状態を受け、レストラン、食堂、ファーストフード店、ケータリングサービス業、集中調理施設等食品サービスの提供者を対象に、食品の安全管理体制、施設や設備に関する基準、材料の購入、運送、貯蔵、調理、提供等の各過程における食品の安全取扱基準を定めたものである。管理体制としては、各店舗や施設には食品安全管理員を配置することとし、食品安全管理員となるための条件を定める。そのほか、従業員に対して毎朝健康チェックを実施し問題があれば業務に従事させないこと、食品添加物を使用した場合には、監督部門に報告すると同時にメニューや店内の人目を引く所に表示すること、食品廃棄物の処理は、営業許可を取得している業者に委託し、廃棄物の種類、数量、処分先等を記録し、定期的に監督部門に報告すること等を定めている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【マレーシア】治安維持法廃止の動き

2011年9月15日、ナジブ首相は、治安維持法（Internal Security Act: ISA）をはじめとする治安維持関連法令を廃止し又は改正する意向を発表し、さらに、警察法により制限されてきた国民の言論と集会の自由を憲法に基づき保障すると宣言した。ISAは、裁判なしの無期限勾留の権限を政府に与えるもので、1960年に共産主義者の取締りを目的に制定された。その後、適用対象を拡大し、国民の言論、集会、結社の自由といった市民的自由を制限するものとなったため、国内外から、民主主義に反するとの強い批判を受け、改正を重ねてきた。2011年7月には民主化を求める大規模な暴動が発生するなど、同国での反政府運動が活発化していることから、ISA等の治安維持関連法令の廃止と改正を打ち出すことで、同国が憲法に基づき国民の自由と基本的人権を保障する近代的な先進国であることを示そうとするねらいがあるとみられる。2012年に対テロリスト法として、ISAに代わる法令が制定される予定となっている。

（海外立法情報課・大友 有）

【マレーシア】労働者の最低賃金設定に向けた動き

2011年6月30日、「2011年国家賃金評議会法（National Wages Consultative Council Act 2011）」が成立し、9月23日に施行された。これまで最低賃金を定めていなかったマレーシア政府は、労働者の最低賃金を設定することで、低所得国から高所得国への転換を図りたいとしている。これに対し、産業界は、ASEAN域内におけるマレーシアの競争力低下や労働コストの増大による企業への影響について懸念を示している。最低賃金は、同法に基づき設置される国家賃金評議会が、セクター、地域、雇用形態ごとに案を策定し、政府が最終的に決定する。政府は、評議会に対し、案の見直しを求めることができることから、被雇用者側は、評議会の権限が弱いと批判している。最低賃金は2年ごとに見直され、最低賃金規定に違反した雇用者には罰則が科せられる。すでに選出された25人の評議員は、議長、副議長、事務局長のほか、雇用者側と被雇用者側からの各6人、政府側代表と専門家からの各5人により構成されている。（海外立法情報課・大友 有）

【オーストラリア】連邦高裁の難民協定「無効」判決と政府の対応

2011年7月25日、オーストラリア政府は、ボートピープル800人をマレーシアに移送し難民審査を受けさせる代わりに、マレーシアから4年間に4千人の認定された難民を引き受けることを内容とするマレーシアとの協定に署名した（本誌248-1号で紹介）。連邦の終審上訴裁判所である連邦高等裁判所は、難民支援者からの訴えを受けて8月31日、マレーシアが難民条約に加盟しておらず、移送先としての安全な第三国とは言えないとして、移送は、1958年移民法第198条Aに違反し無効とし、また、保護者のいない18歳未満の者を移送することは、移民担当大臣の文書による同意がなければ、1946年移民（子の保護者）法に違反すると判示した。政府は、連邦高裁の判決を受け、9月22日、国益のために政府が国境管理政策の決定を行うことを確保するため、ある国が難民条約に加盟していなくても移送先として指定できること等を内容とする両法の改正案を下院に提出した。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）

【オーストラリア】炭素価格付け制度導入のための一括法案

オーストラリアは、2050年までに、二酸化炭素排出量を2000年比80%削減することを目標としている。削減の最も効果的かつ安価な方法とされるのが炭素価格付け制度である。2011年7月10日、政府は、「将来のクリーン・エネルギーを確保する—オーストラリア政府の気候変動計画」と題し、二酸化炭素価格付け制度を発表した。7月28日には、一括法案の内容を発表し、8月22日まで、国民から意見を受け付け、9月13日、下院に法案を提出した。一括法案は、制度の大枠を定める「クリーン・エネルギー法案」を始めとする全18法案から成る。法案によれば、同制度は、2012年7月1日に開始され、2段階で導入される。最初の3年間は、炭素汚染1トン当たりの価格が固定される（いわゆる「炭素税」）。2015年7月1日から、第2段階の排出量取引制度に移行し、炭素価格は、市場により決定される。法案は、10月12日、賛成74票、反対72票の僅差で下院を通過し、10月20日現在、上院で審議中である。（海外立法情報調査室・矢部 明宏）